

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

| | |
|------|--------------|
| 学校名 | 帯広市医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人帯広市医師会 |

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 課程名 | 学科名 | 夜間・通信制の場合 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数 | 省令で定める基準単位数又は授業時数 | 配置困難 |
|------|------|-----------|-----------------------------|-------------------|------|
| 専門課程 | 看護学科 | 夜 通信 | 18単位 | 9単位 | |
| | | 夜 通信 | | | |
| | | 夜 通信 | | | |
| | | 夜 通信 | | | |
| (備考) | | | | | |

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

教育課程のうち分野別の科目名、単位数及び時間数はホームページ(<https://obimed-kango.jp/>)で公表しているほか、実務経験のある教員等による授業科目を記載する授業計画書は閲覧対応としている。

3. 要件を満たすことが困難である学科

| |
|-----------|
| 学科名 |
| (困難である理由) |

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者(公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等)は、この様式を用いること。

| | |
|------|--------------|
| 学校名 | 帯広市医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人帯広市医師会 |

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

| | |
|----|---|
| 名称 | 帯広市医師会看護専門学校運営会議 |
| 役割 | 本校の経営及び教育の方針等に関する事項、学則及び諸規程の制定、改廃に関する事項や入学許可、転入学の許可、転入学者の単位数、時間数及び転入年次に関する事項など、本校の運営に関する重要事項を審議する |

2. 外部人材である構成員の一覧表

| 前職又は現職 | 任期 | 備考(学校と関連する経歴等) |
|---|-----------------|----------------|
| 一般社団法人帯広市医師会副会長 | 令和5年6月14日～(2年間) | 看護学校部担当副会長 |
| 一般社団法人帯広市医師会理事 | 令和5年6月14日～(2年間) | 看護学校部長 |
| 一般社団法人帯広市医師会理事 | 令和5年6月14日～(2年間) | 看護学校部副部長 |
| 一般社団法人帯広市医師会理事 | 令和5年6月14日～(2年間) | 財務部(学校)部長 |
| 一般社団法人帯広市医師会顧問 | 令和5年6月14日～(2年間) | 医師 |
| (備考) 帯広市医師会看護専門学校運営会議規程第4条(構成) 「会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1)～(6) 略 (7) その他学校長が指名する者 | | |

様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

| | |
|------|--------------|
| 学校名 | 帯広市医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人帯広市医師会 |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

それぞれの授業科目ごとに科目名、単位数及び時間数、講義時期、学習目的及び学習目標、回数別学習内容及び学習方法、評価方法、テキストを記載した教育計画を作成し、「学生便覧」とともに学生に配布している。なお、当該「授業計画書(シラバス)」は、現時点ではホームページに掲載していないが、閲覧に供することとしており、今後に向けてホームページ掲載を検討していく。

また、専修学校認可申請及び看護師養成所指定申請の提出後には、「申請中」であることを明記して「カリキュラム」をホームページに掲載しており、分野別の科目名、単位数及び時間数を公表しており、開設後の現在に至っている。

授業計画書の公表方法 教育課程のうち分野別の科目名、単位数及び時間数はホームページ(<https://obimed-kango.jp/>)で公表しているほか、授業計画書は閲覧対応としている。

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

成績の評価にあたっては、学則第5条に基づき制定する試験実施、評価及び履修に関する規程において、学科試験は、当該科目を担当する教員、講師が筆記試験、実技試験その他適切な方法により行うものとする。また、同項の臨地実習評価は、実習期間中に実習評価表に基づき、実習指導者と担当教員で共同評価を行い、その情報をもとに担当教員が100点を満点として総合評価を行い、60点以上をもって合格した者に所定の単位を与えることと定めている。

また、前記の評価は、同規程に基づき、講義及び臨地実習における科目の出席時間数の3分の2以上出席した者に限ることとするほか、正当な理由によりと認める場合は補修講義又は実習を受講したうえで、評価を受けることができる扱いとしている。

これらの内容は、同規程も収録した「学生便覧」を学生に配布して、周知の徹底を図っている。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表とともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

客観的な指標の設定については、学則第5条に基づき制定する試験実施、評価及び履修に関する規程において、100点を満点として総合評価を行い、60点以上をもって合格とすることを定めているが、100点から80点を優、79点から70点を良、69点から60点を可と評価することを定めている。

客観的な指標の公表については、前記の内容に係る規程等を掲載した「学生便覧」を入学時に学生に配布するとともに、オリエンテーションを通じて説明して、周知の徹底を図っている。現時点ではホームページに掲載していないが、閲覧に供することとしており、今後に向けてホームページ掲載を検討していく。

| | |
|------------------|--|
| 客観的な指標の算出方法の公表方法 | 学則及び試験実施、評価及び履修に関する規程等を掲載する「学生便覧」を閲覧対応としている。 |
|------------------|--|

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表とともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定の方針については、次の内容によりディプロマ・ポリシーを定めている。

- 「1 信頼関係に必要なコミュニケーションを図り、人間を多角的・統合的に理解できる。
 - 2 倫理的な判断のもと、対象者と家族を支えることができる。
 - 3 根拠を理解した上で、看護の基本的技術を実施できる。
 - 4 対象個々の状態を踏まえ、健康と生活を支える看護実践ができる。
 - 5 チームメンバーとして他者と協働、役割発揮ができる。
 - 6 疑問や困難をそのままにせず学び続け、自己の未熟さを克服する努力ができる。
- 上記の資質や能力を習得、所定の単位を修得したものに卒業を認定します。」

卒業の認定は、学則第15条の定めるところにより、校長が、別表に定める科目及び臨地実習のすべての単位を修得した者について、卒業の認定を行う。

| | |
|------------------|---|
| 卒業の認定に関する方針の公表方法 | <ディプロマ・ポリシー：卒業認定の方針>はホームページ(https://obimed-kango.jp/)で公表している |
|------------------|---|

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

| | |
|------|--------------|
| 学校名 | 帯広市医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人帯広市医師会 |

1. 財務諸表等

| 財務諸表等 | 公表方法 |
|--------------|--------------------------|
| 貸借対照表 | 主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示して公告 |
| 収支計算書又は損益計算書 | 主たる事務所に据え置き、請求に応じ閲覧対応 |
| 財産目録 | |
| 事業報告書 | 主たる事務所に据え置き、請求に応じ閲覧対応 |
| 監事による監査報告（書） | 主たる事務所に据え置き、請求に応じ閲覧対応 |

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

| 分野 | | 課程名 | 学科名 | 専門士 | 高度専門士 |
|--------|------|-----------------------|-----------------------|-------------|-----------------------|
| 医療分野 | | 専門課程 | 看護学科 | | |
| 修業年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 | 開設している授業の種類 | | |
| | | | 講義 | 演習 | 実習 |
| 3年 | 昼 | 3, 105時間／107単位 | 1, 980 時間/ 82単位 | 単位時間 /単位 | 1, 125 時間/ 25単位 |
| | | | | | 単位時間 /単位 |
| 生徒総定員数 | 生徒実員 | うち留学生数 | 専任教員数 | 兼任教員数 | 総教員数 |
| 105人 | 49人 | 0人 | 8人 | 105人 | 113人 |

| |
|--|
| カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） |
| （概要）カリキュラム・ポリシー：教育課程の編成・実施の方針に基づき、年間の授業計画を定め、あらかじめ学生便覧及び教育計画を作成して学生に周知を図る。授業の実施にあたっては、実技、演習を含めた講義や実習により、修学年限3年間で107単位3,105時間の教育課程を実施する。 |
| 成績評価の基準・方法 |
| （概要）講義及び臨地実習における科目の出席時間数の3分の2以上出席した者（正当な理由によりと認める場合は補修講義又は実習を受講したうえで、評価を受けることができる扱い）に対して、当該科目を担当する教員、講師が筆記試験、実技試験その他適切な方法により評価を行う。また、臨地実習評価は、実習期間中に実習評価表に基づき、実習指導者と担当教員で共同評価を行う。担当教員が100点を満点として総合評価を行い、60点以上をもって合格した者に所定の単位を与える。 |
| 卒業・進級の認定基準 |
| （概要）単位の認定は、成績評価に合格した者に対して、学校運営会議の議を経て学校長が当該科目の単位を認定する。学則に定める修業年限以上在学し、教育課程に定める科目及び臨地実習のすべての単位を修得した者について、学校運営会議の議を経て学校長が卒業の認定を行う。 |
| 学修支援等 |
| （概要）学年担任教員及び副担任教員を中心に、学生の学修指導や相談対応を行うほか、実務的な知識・経験を有する外部講師によるカウンセリングを定期的実施する。図書室の閲覧・貸出のほか、実習室及び教材の使用許可による自主的な学習を支援する。 |

| 卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載） | | | |
|-----------------------------|------------------|----------------------------|--------------|
| 卒業者数 人 (100%) | 進学者数 人 (%) | 就職者数 (自営業を含む。)　人 (%) | その他　人 (%) |
| (主な就職、業界等) | | | |
| (就職指導内容) | | | |
| (主な学修成果（資格・検定等）) | | | |
| (備考) (任意記載事項) | | | |

| 中途退学の現状 | | |
|--------------------------------------|----------------|-------|
| 年度当初在学者数 | 年度の途中における退学者の数 | 中退率 |
| 25人 | 3人 | 12.0% |
| (中途退学の主な理由) 進路変更など | | |
| (中退防止・中退者支援のための取組) 修学指導面談を適宜、実施する | | |

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

| 学科名 | 入学金 | 授業料 (年間) | その他 | 備考 (任意記載事項) |
|---------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 看護学科 | 200,000 円 | 840,000 円 | 240,000 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| 修学支援 (任意記載事項) | | | | |
| | | | | |

b) 学校評価

| |
|--|
| 自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 自己点検・自己評価委員会が自己点検・自己評価結果及び改善結果を学校運営会議において報告するとともに、結果の一部は、学校運営会議において決定した方法により、学校内外に公表する。公表及び入手の方法は、ホームページを含めて、検討する。 |
| 学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校長は、自己点検・自己評価の結果を報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動および学校運営に活用するため、実習施設関係者、卒業生、地域住民又はその他教育に関し知見を有する者等の区分から学校長が委嘱する3人以上の関係者により組織した学校関係者評価委員会を設置する。 |
| 学校関係者評価の委員 学校関係者評価を確実に実施し、開設年度の翌年度（令和6年度）末までにその結果を公表するために委員の選任を行う |
| 所属 任期 種別 |
| |
| |
| |
| |
| 学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校長が指名する委員長が、学校関係者評価委員会による評価結果をまとめた報告書を作成して学校長に提出し、学校長は評価結果を学校運営会議で報告し、同会議の承認を受けて、令和6年度までに確実に公表する。公表及び入手の方法は、ホームページを含めて、検討する。 |
| 第三者による学校評価 (任意記載事項) |
| |

c) 当該学校に係る情報

| |
|--|
| (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ (https://obimed-kango.jp/) で公表している情報のほか、授業計画書等は閲覧対応としている。 |
| |